

## 京都府まん延防止等重点措置等（案）

京都府

## 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示に関する要請について

最近の感染拡大状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府に対して、京都府を「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として公示するよう要請する。

### 京都府まん延防止等重点措置等について

- I. 区域 京都府
- II. 期間 令和3年4月12日～5月5日  
※政府対策本部の決定により変更される場合がある。
- III. 実施内容
  1. 外出の自粛等
  2. 催物(イベント等)の開催制限
  3. 施設の使用制限等(京都市内)
  4. 施設の使用制限等(京都市外)
  5. 職場への出勤等

## 1 外出の自粛等

(特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく要請)

- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないこと

(第24条第9項に基づく要請)

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 京都府外への不要不急の往来を自粛すること
- ・ 感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用を自粛すること。

## 2 催物(イベント等)の開催制限

イベント主催者、施設管理者等に対し、以下の要件に沿った開催・施設利用を要請

(特措法第24条第9項)

【人数上限】 5,000人以下

【収容率】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの : 100%以下

大声での歓声・声援等が想定されるもの : 50%以下※

\* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。(50%を超える場合がある)

人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

・事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること

### 3 施設の使用制限等(京都市内)

#### (1) 特措法に基づく要請

対象施設	<b>【飲食店】</b> 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) <b>【遊興施設】</b> バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	(特措法第31条の6第1項に基づくもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時~20時)を要請。ただし、酒類の提供は11時~19時</li> <li>・従業員への検査勧奨</li> <li>・入場者の感染防止のための整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・施設の換気</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止</li> </ul> (特措法第24条第9項に基づくもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2センサーの設置</li> <li>・業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>・カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</li> </ul>

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日当たり、事業規模(売上高)に応じた支給額(定休日を除く)
---------	---

※期間中は、京都府・市が連携して飲食店等への個別確認指導を実施します。

#### (2) 特措法によらない働きかけを行う施設

劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかける。

対象施設	内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時~20時) ただし、酒類の提供は11時~19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%(大声での歓声等がない場合:100%)とすること ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮(5時~20時) ただし、酒類の提供は11時~19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと
物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)	
サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外  
 これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請(特措法第24条第9項)

## 4 施設の使用制限等(京都市外)

### (1) 特措法に基づく要請

なお、営業時間短縮については山城・乙訓地域15市町村のみ要請

対象施設	<b>【飲食店】</b> 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) <b>【遊興施設】</b> バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間短縮(5時～21時)を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分</li> <li>・ 従業員への検査勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理・誘導</li> <li>・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li> <li>・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止</li> <li>・ CO2センサーの設置</li> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>・ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)</li> </ul>

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外。  
 これらの施設を含め、業種別ガイドラインの遵守を要請(特措法第24条第9項)

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円(定休日を除く)
---------	---------------------------------

## 5 職場への出勤等

事業者等に対しテレワークの徹底等を要請(特措法第24条第9項)

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークをより推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤などの取り組みを推進すること